

令和8年第2回東広島市議会定例会

議

案

その2

令和8年6月



目 次

議案第 1 3 0 号	請負契約の締結について……………	1
議案第 1 3 1 号	委託契約の締結について……………	3



## 議案第130号

### 請負契約の締結について

令和8年度公立保育所等施設整備事業ほか（仮称）認定こども園はら造成工事及び寺家原線歩道整備工事の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月25日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

#### 1 契約の目的

令和8年度公立保育所等施設整備事業ほか（仮称）認定こども園はら造成工事及び寺家原線歩道整備工事

#### 2 契約の方法

条件付一般競争入札

#### 3 契約金額

1億6,209万9,300円

#### 4 契約の相手方

東広島市西条町御菌宇378番地3

株式会社東豊建設

代表取締役 一 楽 日 月

(提案理由)

令和8年度公立保育所等施設整備事業ほか(仮称)認定こども園はら造成工事及び寺家原線歩道整備工事の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

## 議案第131号

### 委託契約の締結について

高機能消防指令センター中間更新業務の委託契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月25日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 契約の目的  
高機能消防指令センター中間更新業務
- 2 契約の方法  
随意契約
- 3 契約金額  
2億900万円
- 4 契約の相手方  
広島市西区南観音5丁目11番12号  
株式会社ゼネラル  
中四国情報通信ネットワーク営業部  
部長 中 村 祐一郎

(提案理由)

高機能消防指令センター中間更新業務の委託契約を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

